

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 53(オ)809	原審裁判所名	東京高等裁判所
事件名	求償金、不当利得返還、詐害行為取消等	原審事件番号	昭和 52(ネ)404
裁判年月日	昭和 54 年 1 月 25 日	原審裁判年月日	昭和 53 年 3 月 30 日
法廷名	最高裁判所第一小法廷		
裁判種別	判決		
結果	棄却		
判例集等	民集 第 33 卷 1 号 12 頁		

判示事項	抵当権の付着する土地の譲渡担保契約の全部が詐害行為に該当するものとして土地自体の原状回復が許される場合
裁判要旨	抵当権の付着する土地についてされた譲渡担保契約が詐害行為に該当する場合において、譲渡担保権者が当該抵当権者以外の債権者であり、右土地の価額から右抵当権の被担保債権の額を控除した額が詐害行為取消権の基礎となっている債権の額を下回っているときは、譲渡担保契約の全部を取り消して土地自体の原状回復をすることを認めるべきである。

全 文	
主 文	<p>本件上告を棄却する。</p> <p>上告費用は上告人の負担とする。</p>
理 由	<p>上告代理人河野光男の上告理由について</p> <p>原審の適法に確定した事実は、おおよそ次のとおりである。すなわち、被上告人は、訴外有限会社D商店に対して四八四万五七二〇円の求償債権を有するものである。右D商店は経営状態が悪化した後の昭和四九年一二月二日上告人に対して本件土地（一審判決の目録記載の土地。二筆からなるが、不可分一体のものとして認められる。）を含む物件を譲渡担保として譲渡した。本件土地の価額は、右譲渡担保契約締結時においてはもとより、本件事実審の口頭弁論終結時である昭和五三年二月当時においても一五〇〇万円を下廻らないが、本件土地については右譲渡担保契約の締結前である昭和四九年四月二五日付で訴外株式会社E銀行のために被担保債権の極度額一六〇〇万円の根抵当権設定登記が経由されており、右譲渡担保契約締結後間もない昭和四九年一二月二三日当時の被担保債権額は一三九〇万円であり、口頭弁論終結当時においては多目にみても一二〇〇万円を超えることはない。</p> <p>本件における問題点は、譲渡担保としてされた本件土地の譲渡に対し被上告人による詐害行為の取消が認められる場合において、その結果として本件土地自体の返還を請求することができるかどうかであるが、<u>詐害行為取消権の制度は、詐害行為により逸出した財産を取り戻して債務者の一般財産を原状に回復させようとするものであるから、逸出した財産自体の回復が可能である場合には、できるだけこれを認めるべきである（大審院昭和九年（オ）第一一七六号同年一月三〇日判決・民集一三卷二三号二一九一頁参照）。</u>それ故、<u>原審の確定した右事実関係のもとにおいて、逸出した財産自体の回復が可能であるとして、本件土地全部についての譲渡担保契約を取り消して右土地自体の回復を肯認した原審の判断は、正当として是</u></p>

認することができる。

原判決に所論の違法はなく、所論引用の判例は、事案を異にし本件に適切でない。論旨は、採用することができない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 本山亨 裁判官 団藤重光 裁判官 藤崎萬里 裁判官 戸田弘 裁判官 中村治朗)

※参考：判例タイムズ 380 号 81 頁、判例時報 918 号 69 頁、金融商事判例 567 号 3 頁